

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるとその翌日)

## 目 次

◇規 則  
鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改  
正する規則(造林課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規  
則

- 一 甲種猟具に取り付ける標識の記載事項及び規格を改めること  
とした。(様式第七号関係)
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。

平成二年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十二号

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則  
鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和五十四年七月鳥取県  
規則第四十九号)の一部を次のように改正する。  
様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第6条関係)

網等の猟具の標識

この規則は、公布の日から施行する。

附則

← 10cm以上 →

住所				登年	
				録度	
氏名		登府	知事	登番	
		録県		録証号	

↑ 2.5cm以上 ↓

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】